

消費者啓発DVDを貸し出しています

消費者被害は年々多種多様化しており、悪質商法の手口も巧妙化しています。

特に近年は、インターネットや携帯電話の普及により、低年齢層及び若年層の被害も増加しています。こういった被害を未然に防ぐには、一人ひとりが「自立した消費者」であることを理解することが重要です。

町では、消費者啓発用DVDの貸し出しを行っています。ご家庭、学校、会社、団体等でぜひ活用いただき、消費者被害の知識を深めてください。

また、万が一消費者トラブルにあった場合は、消費生活センターにお気軽にご相談ください。

■対象/松伏町在住・在勤の個人又は団体

■場所/役場本庁舎1階 環境経済課

■受付時間/役場開庁日の午前9時から午後4時まで

■貸出期間/原則1週間(長期間必要な場合はご相談ください。)

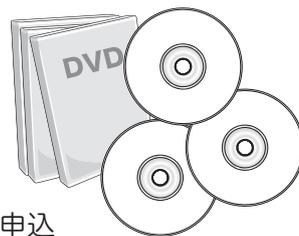
■数量/1回につき2点まで

■貸出方法/電話又は環境経済課窓口でDVDの空き状況をご確認の上、貸出申込書を提出してください(本人確認書類をお持ちください。)

■貸出資料/環境経済課にお問い合わせ又は町ホームページでご確認ください。

小学生から高齢者まで、各世代に対応した内容をご用意しています。

■問合せ/環境経済課 商工担当 ☎991-1854



松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

人権それは愛

問合せ: 教育文化振興課 ☎991-1873 / 企画財政課 ☎991-1815

障がいのある人の人権
～共生社会の実現に向けて～

障がいは、先天的なもののほか、事故や病気で生じたもの、加齢に伴うものなど、発生する時期は様々です。また、目に見えるものもあれば、見えないものもあります。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認めあいながら共に生きる社会をつくることを目的に、国は、「障害者差別解消法」を平成28年4月に施行しました。施行からまもなく2年が経過しますが、まだ多くの方に認知されていないのが現状です。

この法律では、行政機関やお店などの事業者が、障がいのある方に対して、「不当な差別的な取扱い」をしてはならないことや、障がいのある方が困らないように「合理的配慮」(事業者は対応に努めること)をすることになっています。

「不当な差別的な取扱い」とは、例えば、「障がいがある」という理由だけで、アパートへの入居を断ることや、車いすを使用しているという理由だけで入店を断るなどが上げられます。

「合理的な配慮」とは、例えば、聴覚障がいの方には、声だけではなく筆談で対応する、視覚障がいの方には、文書だけではなく声に出して読み上げるなど、障がいのある方が困らないように、その人の障がいに合った必要な工夫を考えて対応することです。

誰もが支えあい共生できる社会を実現するためには、行政機関や事業者はもとより、障がいの有無に関係なく、一人ひとりが、お互いに相手の立場になって考え、行動することが大切ではないでしょうか。

